

議案第53号

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例上記の議案を提出する。

令和元年8月1日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）附則第4条第2項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置)

第3条 杉並区は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設に係る法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給については、特定子ども・子育て支援施設等である当該施設のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号で定める基準を満たすものが提供する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り、行うものとする。

(1) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設であって、1日に保育する小学校就学前子どもの数が6人以上であるもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 保育に従事する者の数が、満1歳に満たない小学校就学前子どもおお

むね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない小学校就学前子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない小学校就学前子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の小学校就学前子どもおおむね30人につき1人以上であること。ただし、当該者の数は、2人を下ることはできないこと。

(イ) 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね3分の1以上は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある法第7条第10項第4号に掲げる施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。

(ウ) 保育士でない者について、保育士、保母、保父その他これらに紛らわしい名称が用いられていないこと。

イ 保育室（小学校就学前子どもの保育を行う部屋をいう。以下同じ。）等の構造、設備及び面積が規則で定める基準を満たしていること。

ウ 非常災害に対する措置に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備が設けられていること。

(イ) 非常災害に対する具体的な計画が立てられていること。

(ウ) 非常災害に備えた定期的な訓練が実施されていること。

(エ) 保育室を2階以上の階に設ける場合は、当該施設の設備が規則で定める基準を満たしていること。

エ 保育の内容等に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 小学校就学前子ども一人一人の心身の発育及び発達の状況を把握し、保育内容が工夫されていること。

(イ) 小学校就学前子どもが安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画が定められていること。

(ウ) 小学校就学前子どもの生活リズムに沿ったカリキュラムが設定され、

- かつ、それが実施されていること。
- (エ) 小学校就学前子どもに対し漫然と放送番組等を見せ続ける等、小学校就学前子どもへの関わりが少ない放任的な保育内容でないこと。
 - (オ) 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。
 - (カ) 小学校就学前子どもの最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。
 - (キ) 施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上及び適格性の確保が図られていること。
 - (ク) 保育に従事する者が厚生労働大臣が定める指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。
 - (ケ) 身体的苦痛を与えること、人格を辱めること等がないよう、小学校就学前子どもの人権に十分配慮されていること。
 - (コ) 小学校就学前子どもの身体、保育中の様子又は家族の態度等から虐待等不適切な養育が行われていることが疑われる場合には、児童相談所その他の専門的機関と連携する等の体制がとられていること。
 - (サ) 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育が行われていること。
 - (シ) 緊急時における保護者との連絡体制が整備されていること。
 - (ス) 保護者、施設において提供されるサービスを利用しようとする者等から保育の様子又は施設の状況を確認したい旨の要望があった場合には、小学校就学前子どもの安全確保等に配慮しつつ、保育室等の見学に応じる等、適切に対応されていること。
- オ 給食に関する基準は、次のとおりとする。
- (ア) 調理室、調理器具、配膳器具、食器等の衛生管理が適切に行われていること。
 - (イ) 小学校就学前子どもの年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等の状態を含む。）等に配慮した食事内容とされていること。
 - (ウ) 調理があらかじめ作成した献立に従って行われていること。
- カ 健康管理及び安全管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (ア) 小学校就学前子ども一人一人の健康状態の観察が小学校就学前子どもの登園及び降園の際に行われていること。
- (イ) 身長及び体重の測定等基本的な発育状態の観察が毎月定期的に行われていること。
- (ウ) 継続して保育している小学校就学前子どもの健康診断が入所時及び1年に2回以上実施されていること。
- (エ) 職員の健康診断が採用時及び1年に1回以上実施されていること。
- (オ) 調理に携わる職員の検便がおおむね1月に1回実施されていること。
- (カ) 必要な医薬品、医療用品等が備えられていること。
- (キ) 小学校就学前子どもが感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われていること。
- (ク) 睡眠中の小学校就学前子どもの顔色及び呼吸の状態のきめ細かい観察が行われていること。
- (ケ) 満1歳に満たない小学校就学前子どもを寝かせる場合には、おおむねに寝かせることとされていること。
- (コ) 保育室での禁煙が厳守されていること。
- (サ) 小学校就学前子どもの安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。
- (シ) 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等について適切な安全管理が図られていること。
- (ス) 不審者の施設への立入防止等の対策及び緊急時における小学校就学前子どもの安全を確保する体制が整備されていること。
- (セ) 当該施設において提供される保育サービスの内容が、当該保育サービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示されていること。
- (ソ) 当該施設において提供される保育サービスの利用に関する契約が成立したときは、その利用者に対し、当該契約の内容を記載した書面の交付が行われていること。
- (タ) 当該施設において提供される保育サービスを利用しようとする者からの利用の申込みがあったときは、その者に対し、当該保育サービスの利用

に関する契約内容等についての説明が行われていること。

(チ) 職員及び保育している小学校就学前子どもの状況を明らかにする帳簿が整備されていること。

(2) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設であって、1日に保育する小学校就学前子どもの数が5人以下であるもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数及び資格に関する基準は、次のとおりとする。

(ア) 保育に従事する者の数が小学校就学前子どもおおむね3人につき1人以上であること。

(イ) 保育に従事する者のうち、1人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 保育室等の構造、設備及び面積が規則で定める基準を満たしていること。

ウ 前号ア（ウ）、ウ（ア）及び（ウ）、エ、オ並びにカに掲げる基準を満たしていること。

(3) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、複数の保育に従事する者を雇用しているもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者の数が小学校就学前子どもおおむね1人につき原則1人以上であること。

イ 保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

エ 第1号ア（ウ）、ウ（ウ）、エ（ア）から（エ）まで及び（カ）から（シ）まで並びにカ（ア）、（エ）及び（キ）から（チ）までに掲げる基準を満たしていること。この場合において、同号カ（セ）中「の見やすい場所に掲示」とあるのは、「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

(4) 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設であって、前号に掲げる施設以外のもの次に掲げる基準を満たしていること。

ア 保育に従事する者が保育する小学校就学前子どもの数が原則1人であること。

イ 保育に従事する者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

ウ 食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。

エ 第1号ア(ウ)、ウ(ウ)、エ(ア)から(エ)まで、(カ)、(ク)、(ケ)、(サ)及び(シ)並びにカ(ア)、(エ)及び(キ)から(チ)までに掲げる基準を満たしていること。この場合において、同号カ(エ)中「採用時及び1年」とあるのは「1年」と、同号カ(セ)中「の見やすい場所に掲示」とあるのは「に対し書面により提示」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に係る施設等利用費の支給について、対象となる施設の基準を定める必要がある。